

○厚生労働省令第百十五号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十四条第二項の規定に基づき、薬事法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十月二十七日

厚生労働大臣 細川 律夫

薬事法施行規則の一部を改正する省令

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第五号の四十五を第五号の四十六とし、第五号の四十二から第五号の四十四までを一号ずつ繰り下げ、第五号の四十一の次に次の一号を加える。

五の四十二 二―（二―アミノ―三―ベンゾイルフェニル）アセトアミド（別名ネパフェナク）及びその製剤。ただし、1ml中二―（二―アミノ―三―ベンゾイルフェニル）アセトアミド1mg以下を含有するものを除く。

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第十一号の十九を第十一号の二十とし、第十一号の十八を

第十一号の十九とし、第十一号の十七を第十一号の十八とし、第十一号の十六の次に次の一号を加える。

十一の十七 エキセナチド及びその製剤

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第二十四号の二十七を第二十四号の二十八とし、同号の次に次の一号を加える。

二十四の二十九 ニ―(ニ―〔四―〕(R)―(四―クロロフェニル)フェニルメチル〕ピペラジン―
―イル〕エトキシ)酢酸(別名レボセチリジン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中二
―(ニ―〔四―〕(R)―(四―クロロフェニル)フェニルメチル〕ピペラジン―イル〕エトキ
シ)酢酸 二塩酸塩5mg以下を含有するものを除く。

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第二十四号の二十六を第二十四号の二十七とし、第二十四号の二十三から第二十四号の二十五までを一号ずつ繰り下げ、第二十四号の二十二の次に次の一号を加える。

二十四の二十三 N―〔四―〕(五RS)―七―クロロ―五―ヒドロキシ―二・三・四・五―テトラヒ
ドロ―一H―ベンゾ〔b〕アゼピン―一―カルボニル〕―三―メチルフェニル〕―二―メチルベンズ
アミド(別名トルバプタン)及びその製剤

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第五十五号の十九を第五十五号の二十とし、第五十五号の八から第五十五号の十八までを一号ずつ繰り下げ、第五十五号の七の次に次の一号を加える。

五十五の八 三―[′]（二Z）―二―「二―（三・四―ジメチルフエニル）―三―メチル―五―オキソ―
一・五―ジヒドロ―四H―ピラゾール―四―イリデン」ヒドラジノ―二―ヒドロキシビフェニル―
三―カルボン酸 ビス（二―アミノエタノール）（別名エルトロンボグ オラミン）及びその製剤

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第七十五号の二十五を第七十五号の二十六とし、第七十五号の五から第七十五号の二十四までを一号ずつ繰り下げ、第七十五号の四の次に次の一号を加える。

七十五の五 四―「五―「ビス（二―クロロエチル）アミノ」―メチル―H―ベンゾイミダゾ―
ル―二―イル」ブタン酸（別名ベンダムスチン）、その塩類及びそれらの製剤

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第九十六号の二十二を第九十六号の二十三とし、第九十六号の二十一を第九十六号の二十二とし、第九十六号の二十の次に次の一号を加える。

九十六の二十一 （九RS）―三―「二―「四―（六―フルオロ―一・二―ベンゾイソキサゾール―三―
―イル）ピペリジン―一―イル」エチル」―九―ヒドロキシ―二―メチル―六・七・八・九―テトラ

ヒドロ―四H―ピリド「二・二―a」ピリミジン―四―オン（別名パリペリドン）及びその製剤

附 則

この省令は、公布の日から施行する。